

令和元年12月23日

国宝・重要文化財建造物の耐震対策現況調査結果の公表について

文化庁では、文化財所有者や地方公共団体等の関係者間で、耐震対策の状況の確認、共有と耐震化に向けた意識の向上を図るため、国宝・重要文化財建造物の耐震対策の現況調査を実施しました。このたび、令和元年11月30日現在の状況を取りまとめましたので、公表します。

1. 調査の概要

調査対象：耐震対策の対象※となる国宝・重要文化財建造物（4,080棟、回答率100%）このうち、世界遺産又は国宝であるもの（663棟）

（※）国宝・重要文化財建造物から小規模な建造物や土木構造物を除外

調査時点：令和元年11月30日時点

調査内容：耐震診断（耐震予備診断、耐震基礎診断、耐震専門診断）や耐震補強の実施状況、対処方針（耐震補強等が完了するまでに取るべき暫定的な方策を定めたもの）の作成状況 等

2. 主な調査結果（詳細は別紙）

(1) 耐震対策が完了しているもの

耐震補強を実施したもののほか、耐震診断により耐震性が確認されたもの、立入制限を内容とする対処方針を作成したものであって、基本的に耐震対策が必要ないもの

① 耐震対策の対象となる国宝・重要文化財（4,080棟）	2,536棟（62.2%）
② ①のうち、不特定の者が立ち入る建造物（1,872棟）	844棟（45.1%）
③ 耐震対策の対象となる世界遺産又は国宝（663棟）	392棟（59.1%）
④ ③のうち、不特定の者が立ち入る世界遺産又は国宝（310棟）	96棟（31.0%）

(2) 安全性の確保が図られているもの

(1)の耐震対策が完了しているものに加え、避難誘導等の人的安全性確保のための措置を内容とする対処方針を作成したもの

① 耐震対策の対象となる国宝・重要文化財（4,080棟）	3,890棟（95.3%）
② ①のうち、不特定の者が立ち入る建造物（1,872棟）	1,794棟（95.8%）
③ 耐震対策の対象となる世界遺産又は国宝（663棟）	658棟（99.2%）
④ ③のうち、不特定の者が立ち入る世界遺産又は国宝（310棟）	308棟（99.4%）

3. 今後の対応等

今回の調査結果から、国宝・重要文化財の95%（世界遺産又は国宝では99%）が、耐震補強の実施や立入制限・避難誘導等の措置を含む対処方針の作成等を行っており、人的安全性の確保が図られるよう取り組みが進められていることが確認できました。

しかしながら、不特定の者が立ち入る世界遺産又は国宝で、耐震対策が完了していると整理できるものは31%に留まっており、早急な対応が求められます。

文化庁としては、今回の調査結果を受けて、とりわけ、人的安全性の確保の観点、また、文化財的価値の重要性の観点から、まずは、不特定の者が立ち入る国宝・重要文化財（特に世界遺産又は国宝）について取組を進める必要があります。耐震対策が完了していないところについて、耐震診断・耐震補強工事等への補助事業の活用を促進し、文化財修理の時期等に配慮しつつも、できるだけ速やかに耐震対策を実施・完了できるよう進めていきます。

また、すべての国宝・重要文化財建造物に係る所有者等の関係者に対して、改めて耐震対策の必要性を周知するとともに、耐震対策の状況について定期的にフォローアップを実施するなど、国宝・重要文化財建造物の耐震化を引き続き進めてまいります。

<本件担当>

文化庁文化資源活用課

震災対策部門 担当：西岡 聡

電話：03-5253-4111（内線3146）

fax：03-6734-3820

e-mail：taishin@mext.go.jp（震災対策部門専用）

国宝・重要文化財建造物の耐震対策の現況調査結果

令和元年11月30日現在

1. 調査対象

耐震対策の対象となる国宝・重要文化財建造物	4,080棟
のうち、不特定の者が立ち入る建造物	1,872棟
のうち、世界遺産又は国宝の建造物	663棟
のうち、不特定の者が立ち入る建造物	310棟
() 国宝・重要文化財建造物から小規模な建造物(延べ面積10㎡以下、鳥居、石塔、塀等)や土木構造物を除外	

2. 調査結果(耐震診断・耐震補強等の実施による耐震対策の状況)

耐震対策の対象となる国宝・重要文化財(4,080棟)の状況

耐震対策が完了しているもの(ア+イ)	2,536棟(62.2%)
安全性の確保が図られているもの(ア+イ+ウ)	3,890棟(95.3%)

<内訳>

ア 耐震対策が完了したもの(耐震補強を実施したもののほか、耐震診断により耐震性が確認されたものを含む) **1,804棟**

耐震予備診断により完了	1,056棟	耐震基礎診断により完了	61棟
耐震専門診断により完了	36棟	耐震補強の実施により完了	651棟

イ 対処方針(耐震補強等が完了するまでに取るべき暫定的な方策を定めたもの)に立入制限の内容を含め、これにより人的安全性が確保されたもの **732棟**
(対処方針により立入制限を行うものについては、耐震対策の一応の完了とみなす。)

ウ 対処方針に避難誘導等の内容を含め、これにより人的安全性の確保を図ろうとしているもの(イ(立入制限を内容に含めるもの)を除く) **1,354棟**

エ 耐震対策に対処できていないもの(耐震診断未実施又は耐震診断の結果耐震補強等の必要があるもの等で耐震補強未実施、対処方針未作成のもの) **190棟**

耐震診断未実施	97棟	耐震予備診断×	52棟
耐震基礎診断×	6棟	耐震専門診断×	0棟
耐震基礎診断、耐震専門診断実施中	35棟		

のうち、不特定の者が立ち入る国宝・重要文化財（1,872棟）の状況

耐震対策が完了しているもの（ア）	844棟（45.1%）
安全性の確保が図られているもの（ア+ウ）	1,794棟（95.8%）

<内訳>

ア 耐震対策が完了したもの（耐震補強を実施したもののほか、耐震診断により耐震性が確認されたものを含む） 844棟

耐震予備診断 により完了	381棟	耐震基礎診断 により完了	31棟
耐震専門診断 により完了	20棟	耐震補強の実施により完了	412棟

ウ 対処方針に避難誘導等の内容を含め、これにより人的安全性の確保を図ろうとしているもの（イ（立入制限を内容に含めるもの）を除く） 950棟

エ 耐震対策に対処できていないもの（耐震診断未実施又は耐震診断の結果耐震補強等の必要があるもの等で耐震補強未実施、対処方針未作成のもの） 78棟

耐震診断未実施	24棟	耐震予備診断×	23棟
耐震基礎診断×	6棟	耐震専門診断×	0棟
耐震基礎診断、耐震専門診断実施中	25棟		

なお、**イ**（対処方針に立入制限の内容を含め、これにより人的安全性が確保されているもの）は、不特定の者が立ち入らない建造物と整理しており、対象外。

のうち、耐震対策の対象となる世界遺産又は国宝（663棟）の状況

耐震対策が完了しているもの（ア+イ）	392棟（59.1%）
安全性の確保が図られているもの（ア+イ+ウ）	658棟（99.2%）

<内訳>

ア 耐震対策が完了したもの（耐震補強を実施したもののほか、耐震診断により耐震性が確認されたものを含む） 244棟

耐震予備診断 により完了	169棟	耐震基礎診断 により完了	11棟
耐震専門診断 により完了	6棟	耐震補強の実施により完了	58棟

イ 対処方針（耐震対策が完了するまで取るべき暫定的な方策を定めたもの）に立入制限の内容を含め、これにより人的安全性が確保されたもの **148棟**

ウ 対処方針に避難誘導等の内容を含め、これにより人的安全性の確保を図ろうとしているもの（イ（立入制限を内容に含めるもの）を除く） **266棟**

エ 耐震対策に対処できていないもの（耐震診断未実施又は耐震診断の結果耐震補強等の必要があるもの等で耐震補強未実施、対処方針未作成のもの） **5棟**

耐震診断未実施	1棟	耐震予備診断×	4棟
耐震基礎診断×	0棟	耐震専門診断×	0棟
耐震基礎診断、耐震専門診断実施中	0棟		

のうち、不特定の者が立ち入る世界遺産又は国宝（310棟）の状況

耐震対策が完了しているもの（ア）

96棟（31.0%）

安全性の確保が図られているもの（ア+ウ）

308棟（99.4%）

<内訳>

ア 耐震対策が完了したもの（耐震補強を実施したもののほか、耐震診断により耐震性が確認されたものを含む） **96棟**

耐震予備診断により完了	51棟	耐震基礎診断により完了	8棟
耐震専門診断により完了	3棟	耐震補強の実施により完了	34棟

ウ 対処方針に避難誘導等の内容を含め、これにより人的安全性の確保を図ろうとしているもの（イ（立入制限を内容に含めるもの）を除く） **212棟**

エ 耐震対策に対処できていないもの（耐震診断未実施又は耐震診断の結果耐震補強等の必要があるもの等で、耐震補強未実施、対処方針未作成のもの） **2棟**

耐震診断未実施	0棟	耐震予備診断×	2棟
耐震基礎診断×	0棟	耐震専門診断×	0棟
耐震基礎診断、耐震専門診断実施中	0棟		

なお、**イ**（対処方針に立入制限の内容を含め、これにより人的安全性が確保されているもの）は、不特定の者が立ち入らない建造物と整理しており、対象外。

<文化財建造物の耐震対策の流れ>

文化財建造物の耐震対策は、耐震予備診断（木造のみ）、専門的な耐震診断（耐震基礎診断・耐震専門診断）、耐震補強の流れで進めている。専門的な耐震診断や、耐震補強が即座に着手できない場合は、人的安全性の確保のため、対処方針を作成する。

耐震予備診断

各建造物の立地条件、規模・形状、構造、保存状況から、地震に対する課題を把握し、修理や専門的な診断を実施する必要性について判定する比較的簡易な診断。

- 判定「ア」：OK 耐震性をおおむね確保。（調査結果上は「 〇 」）
- 判定「イ」：要修理 健全性を回復する措置などが必要。（調査結果上は「 × 」）
- 判定「ウ」：NG 耐震性に問題ある可能性が高い。専門的な診断が必要。（調査結果上は「 × 」）

専門的な耐震診断（耐震基礎診断、耐震専門診断）

建築構造専門家や文化財建造物修理技術者により構造調査や構造解析を行い、建造物の耐震性能を評価する診断。

- ・耐震基礎診断・・・外観目視で得られる情報による診断。
- ・耐震専門診断・・・解体、半解体修理に併せて行う診断。
- 判定「大地震動時の非倒壊」：OK 耐震補強等の対策が不要。（調査結果上は「 〇 」）
- 判定「大地震動時の倒壊危険性」：NG 耐震補強等の対策が必要。（調査結果上は「 × 」）

耐震補強

ハード面で補強を施し、不足する耐震性能を向上。補強により文化財的価値を損わないように配慮することが重要であり、修理工事とあわせて実施するなどの工夫も必要。

対処方針

人的安全性確保のために耐震対策が完了するまでに執るべき暫定的な方策。

具体的には、耐震診断・補強の実施見込みに加え、立入制限、危険性の明示、避難経路策定など人的安全性確保のために必要な対策などを記載。

